



開第246号  
平成30年5月7日

徳島市かちどき橋六丁目8番地2  
合同会社OMサンド赤石山  
代表社員 森中 良 様

山口市長 渡辺 純 忠



山口市の生活環境の保全に関する条例に係る開発行為届出書の  
受理について（通知）

平成30年3月12日付けで提出のありました開発行為届出書は、  
平成30年5月7日受理しました。

行為地 山口市秋穂東字赤石648番47 外1筆

目的 土捨て場

#### 指導事項

1. 将来建築物等を建築又は建設する場合は、都市計画法に基づき敷地面積  
105,212.00㎡の開発許可を得ること。
2. 隣地との境界は境界柱等で明確にしておくこと。
3. 造成地内の雨水処理については、隣接者及び水利権者と協議すること。
4. 土砂の搬入については、交通事故が発生しないよう十分留意し交通整  
理員等で適切な誘導を行うこと。
5. 造成地周囲には樹木等で植栽し緑化に努めること。
6. 造成後の管理については環境を悪化させないよう整理整頓に努めるこ  
と。
7. 構造物等については、土木工事基準により施行すること。
8. 届出区域内の雨水を有効かつ適切に排出し、かつ、その排水によって  
届出区域及びその周辺の地域に溢水等による被害を起こさないような  
構造及び能力で配置すること。
9. 土砂の掘削、盛土、切土、整地等の行為により土砂の流出、水質の汚  
濁又は土砂の堆積を防止するための必要な対策を講じること。
10. 申請地内の形状、構造物の変更が起こった場合は変更協議すること。